

輪之内町子どもの読書活動推進計画

平成27年7月

輪之内町教育委員会

計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

1 国の動き

平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、読書活動推進の基本理念が定められました。また、同法第 8 条、第 9 条により、国及び地方公共団体に対して、子どもの読書活動の推進に関する計画を策定し、公表することが定められました。

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」は、平成 14 年 8 月に第 1 次計画、平成 20 年 3 月に第 2 次計画、平成 25 年 5 月に第 3 次計画が策定され、施策の基本の方針が示されています。

【第 3 次計画基本の方針】

1. 家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組
2. 子どもの読書活動を支える環境の整備
3. 子どもの読書活動に関する意義の普及

○法律等の推移

平成 13 年 12 月	子どもの読書活動の推進に関する法律
平成 14 年 8 月	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（国第一次計画）
平成 17 年 7 月	文字・活字文化振興法
平成 18 年 12 月	教育基本法の改正
平成 19 年 6 月	学校教育法等教育三法の改正
平成 20 年 3 月	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（国第二次計画）
平成 20 年 6 月	図書館法の改正、国民読書年に関する決議
平成 24 年 12 月	図書館の設置及び運営上の望ましい基準
平成 25 年 5 月	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（国第三次計画）
平成 26 年 6 月	学校図書館法の一部を改正する法律の公布

2 県の動き

岐阜県では、平成16年3月に「岐阜県子どもの読書活動推進計画」が策定され、平成22年3月には第2次が策定されました。第2次計画では、目標と基本の方針が次のように示されています。

【目標】生涯にわたって読書を楽しみ、読書から学ぶ力を身につける子どもをめざした、発達段階に応じた読書活動の推進

目標	基本の方針
「読書を楽しむ」	・本との出会いの提供 ・楽しみながら進める読書の習慣化
「読書から学ぶ」	・本から学ぶ力の育成 ・読書から生まれた自分の考えを表現する機会の提供

3 町の動き

輪之内町では、平成24年に「輪之内町第5次総合計画」が策定されました。基本理念の「住んでいて良かった これからもずっと住み続けたいまち」の実現にむけ、6つの基本方針を示しています。その中のひとつ「生涯いきいきと学習のできるまちづくり」のなかの施策の一環として図書館運営の充実が位置づけられています。また、「輪之内町子ども・子育て支援事業計画」のなかにも読書や図書館の充実が目標としてあげられています。

輪之内町民憲章

教養を身につけ、文化あふれる町をつくります

輪之内町第5次総合計画

生涯いきいきと学習のできるまちづくり

輪之内町教育振興計画

未来に夢と希望をもち、生きる力を育むふるさと輪之内の教育

2.計画の位置づけ

この計画は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「岐阜県子どもの読書活動推進計画」を受け、図書館法及び文字・活字文化振興法や、輪之内町第5次総合計画や輪之内町教育振興計画との整合性を図りながら、子どもの読書活動に関する取り組みを推進するものです。

3.計画の期間

本計画は平成27年度を初年度とし、おおむね5年間とします。また必要に応じて見直しをします。

4.計画の対象

本計画の対象とする子どもは、「子ども読書活動の推進に関する法律」に基づき、0歳からおおむね18歳までの子どもとします。また、子どもの読書活動の推進の実現のために町民の方々の理解と協力が必要であることから、保護者や家族をはじめ、教職員、地域ボランティア、行政関係者等も対象としています。

計画の方針と重点

【基本の方針】

子どもの自主的かつ日常的な読書活動の推進

【重点目標】

子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実に努めます。

家庭、地域、学校、保育園、その他各種公共施設などを通じた社会全体での取り組みを進めます。

子どもの読書活動推進のための具体的取り組み

◆ 学校における子どもの読書活動の推進

- ① 読書活動・読書指導の充実
 - ・朝読書の実施、読書履歴の記録（読書マラソンなど）をします。
 - ・本の帯や広告カード（ポップ）作りをします。
 - ・学校図書館司書や図書委員による読み聞かせを行います。
 - ② 読書環境の整備
 - ・おすすめ本や必読図書などを掲示します。
 - ・教師や子どもの要望に基づいて本を購入します。
 - ③ 町立図書館や県図書館との連携
 - ・相互貸借を活用します。
 - ・図書館の使い方やマナーを学びます。
 - ④ 各学校の創造的な取り組み
 - ・読書の目標冊数を設定します。
 - ・読書週間における重点的な取り組みを推進します。
 - ⑤ 保育園、小学校、中学校の連携や家庭・地域との連携
 - ・図書館だより等を通じて、家庭での読書を呼びかけします。
 - ・地域ボランティアや母親委員による読み聞かせを行います。
 - ⑥ 学校図書館の蔵書の充実
 - ・「学校図書館図書標準」※1に基づく蔵書率が100%を維持するよう計画的に図書を購入・廃棄します。
- ※1 公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として平成5年3月に文部省が定めたもの
- ⑦ 学校図書館司書の配置
 - ・小中学校における読書活動の充実のため、学校図書館司書を配置します。

- ◆ 子育て支援センターや児童センター等での読書活動の推進
 - 輪之内町子ども・子育て支援事業計画の基本目標2「未来を担う子どもたちを育てます」に準じます。
 - ① 安心子ども基金文庫の充実
 - ・地域住民が絵本等に親しめるよう各保育園内の子育て支援センターに設置した「安心子ども基金文庫」を充実させます。
 - ② 絵本選びの充実
 - ・乳幼児健康診査・子育てサークルの機会等を利用し、絵本の楽しさ、読み聞かせによる乳児の発達や良好な親子関係づくりの大切さなどを伝えていきます。
- ◆ 輪之内町立図書館における子どもの読書活動の推進
 - ① 読みたい本、すすめたい本、調べ学習に役立つ本の充実
 - ・幼児や児童の読みたい本やすすめたい本等のいっそうの充実を図ります。
 - ・中高生向けの図書の一層の充実を図ります。
 - ② 紙芝居や本の読み聞かせ
 - ・ボランティアや図書館員による読み聞かせを行います。
 - ③ 読書スペースの確保
 - ・わかりやすい図書資料の分類と表示を行うとともに、室内のレイアウトに留意し、明るく落ちついた環境で利用できるよう工夫します。
 - ④ 学校や児童センター等各施設との連携
 - ・選書についての情報交換、町立図書館から各施設へ団体貸出します。
 - ⑤ 情報化の推進
 - ・広報わのうちに新刊情報を提供するほか、インターネットの蔵書検索を提供します。
 - ⑥ 人的環境の充実
 - ・レファレンスサービスなど専門的なサービスを行うため司書の配置を行います。
- ◆ 家庭・地域での読書活動の推進
 - ① 家庭での読書活動の推進
 - ・家庭での読書時間を増やし、読書をする習慣を身につけます。
 - ② 地域での読書活動の推進
 - ・放課後留守家庭児童教室や子ども会など地域の行事で読書活動を推進します。
 - ③ 関係諸機関や諸団体と連携した読書活動
 - ・赤ちゃんサークルなどで読書や読み聞かせの紹介をします。
- ◆ 啓発広報の促進
 - ・この計画策定の意義と内容を、広報、インターネット、文字放送等の活用や掲示を通して広くPRします。
 - ・こども読書の日（4月23日）の普及促進を図り、読書の大切さについての理解を深めます。